



中野市選挙管理委員会 facebook

長野県議会議員一般選挙

投票日 4月7日(日)

投票時間は
午前7時～午後8時
(第23投票所は午後
7時まで)



明るい選挙キャラクター
めいすいくんだよ



中野市選挙管理委員会 城本 委員長



目指せ、
投票率UP!!



明るい選挙のために

がんばっちゃうよー

僕も、城本さんと一緒に選挙のお知らせをします

期日前投票所のご案内

◇ 中野市役所2階 多目的サロンホール

期間 **3月30日(土)～4月6日(土)**
時間 午前8時30分～午後8時

※夜間・休日も正面玄関からの出入りやエレベーターの使用ができます。

◇ イオン中野店 (特設期日前投票所)

期間 **4月3日(水)、5日(金)**
時間 午前10時～午後8時

投票日に予定
があっても
大丈夫

◇ 豊田支所1階、北部公民館1階、西部公民館1階

期間 **4月4日(木)～4月6日(土)**
時間 午前8時30分～午後7時



投票に行こう

01 投票所入場券を送付します

投票所入場券は、1枚のハガキに同一世帯4人まで記載されます。

投票所には入場券を1人分ずつ切り離して本人が必ずお持ちください。

なお、入場券が届いても、投票日当日に選挙権がない人は投票できません。

※入場券を忘れても投票できます。ただし、本人確認をさせていただきます。

投票に行こう

02 引っ越しに伴う選挙Q&A

引っ越しで住民票を移していない人、移したばかりの人は要チェックですよ



最近、県外から引っ越してきた人を付けてー

- Q 引っ越したら、どこで投票できますか？
- A 引っ越しの際に転出・転入届により住民票を^{※1}新住所地に移してから3カ月経過していれば、新住所地で投票できます。
- Q 引っ越して3カ月経っていないけど、どこで投票すればいいの？
- A 引っ越し前の住所に3カ月以上住んでいた場合は、旧住所地で投票できます。ただし、今回の選挙では、県外から転入してきて3カ月経っていない人は投票できません。
- Q 旧住所地に行けない場合はどうしたらいいの？
- A 不在者投票制度をご活用ください。

※1: 今回の選挙では、県外に転出して3カ月経過した場合は、投票できません。

投票に行こう

03 候補者の情報

候補者の氏名、経歴、政見、写真などを掲載した「選挙公報」を4月5日(金)までにお届けします。

平成最後の選挙です。誰に投票するか、しっかり考えましょう！



投票に行こう

04

中野市で投票できる人

2001年4月8日以前に生まれ、2018年12月28日までに中野市の住民となった人で、投票日現在の中野市選挙人名簿に登録されている人です。

最近、住所を異動された人は、投票できる場所が変わることがあります。下表によりご確認ください。

| | 転入届出日 (いずれも 2018年) | 投票所・選挙権の有無 | | |
|---------------------|--------------------------|------------|-----------|------------|
| | | 中野市 | 旧住所 | 投票 できない |
| 他の都道府県から転入された人 | 12月28日以前 | ○ | | |
| | 12月29日以後 | | | ○ |
| 長野県内のほかの市町村から転入された人 | 12月28日以前 | ○ | | |
| | 12月29日以後 | | ○ (※2) | |

※2：旧住所地で投票する場合、市町村長が発行する証明書が必要になります。投票日までに市役所市民課に申し出て証明書の交付を受けてください。期日前投票を行う際も同様です。

投票に行こう

05

投票日に投票に行けない場合

期日前投票及び不在者投票ができます。期日前投票の際は、「宣誓書」欄に必要な事項をご記入し、期日前投票所にご持参ください。

長野県議会議員一般選挙投票所入場券

| | | | |
|-----|---------------------------|------|-----|
| 投票日 | 平成31年4月7日(日) 午前7時から午後8時まで | | |
| 投票所 | 中野児童センター | 投票区 | 1 |
| 行政区 | 中野 | | |
| 氏名 | 中野 太郎 | 名簿番号 | 1-1 |

期日前投票宣誓書(兼請求書) ※当日投票される方は記入不要です。

投票日は下記の理由に該当する見込みです。平成31年 月 日

| | | | |
|----|--|------------------|--|
| 住所 | | | |
| 氏名 | 生年月日 | 明・大・昭・平 年 月 日 | |
| 理由 | 1 仕事・学業・冠婚葬祭 2 旅行などの外出・滞在 3 病氣・けが・出産(4 略) 5 住所移転 6 天災・悪天候 | | |

宣誓書は投票入場券のハガキに印刷されてるよ



仕事や旅行などで、市外に滞在されている場合、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができますので、事前に手続きをお願いします。指定病院、施設などに入院、入所されている人は、その施設内で不在者投票ができます。

県政に中野市民の声を!!

投票に行こう!

一票の力を信じて



投票に行こう

06 郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの人で、下表に該当する人(○印の該当者)または、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人は、自宅で郵便などによる不在者投票ができます。また、郵便などによる不在者投票ができ、上肢また視覚の障害の程度が1級の人、代理記載ができます。

なお、郵便などによる不在者投票は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、お早めにご連絡ください。

| 身体障害者手帳 | 障害名 | 障害の程度 | | |
|---------|---------------------------|-------|----|----|
| | | 1級 | 2級 | 3級 |
| | 両下肢、体幹、移動機能障害 | ○ | ○ | |
| | 心臓病、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害 | ○ | | ○ |
| | 免疫、肝臓の障害 | ○ | ○ | ○ |

| 戦傷病者手帳 | 障害名 | 障害の程度(項症) | | | |
|--------|------------------------------|-----------|----|----|----|
| | | 特別 | 第1 | 第2 | 第3 |
| | 両下肢、体幹 | ○ | ○ | ○ | |
| | 心臓病、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害 | ○ | ○ | ○ | ○ |